

2. 制度関係の主要事項について

I 社会保障と税の一体改革

- ① 財政基盤の強化と都道府県単位化の推進について
- ② 国民健康保険法の改正等（24年通常国会）
- ③ 短時間労働者への健康保険・厚生年金の適用について
- ④ 高額療養費の見直し

II その他の制度改正等

- ① 高額療養費制度（外来現物給付化）の見直し（24年4月～）
- ② 扶養控除の見直しに伴う調整控除の創設について（24年4月～）
- ③ 住民基本台帳法改正に伴う外国人に対する国保・後期高齢者医療の適用について（24年7月～）
- ④ 東日本大震災に係る平成24年3月以降の医療保険制度の減免措置等の取扱い
- ⑤ 決算行政監視委員会（23年12月）
- ⑥ 社会保障・税に関わる番号制度の検討状況について

III 市町村国保の現状

I 社会保障と税の一体改革

- ① 財政基盤の強化と都道府県単位化の推進について

市町村国保の構造問題への対応

1. 低所得者の保険料に対する財政支援の強化

(1) 保険基盤安定制度の拡充(応益割保険料の軽減対象世帯の拡大)

- 低所得者に対する保険料軽減の対象世帯を拡大する。【税制抜本改革時】

(2) 保険者支援制度の拡充

- 暫定措置を恒久化する。【平成27年度】
- 保険料の軽減対象者数に応じた保険者への財政支援について、拡充を行う。【税制抜本改革時】

2. 財政運営の都道府県単位化の推進

- 暫定措置を恒久化する。【平成27年度】

※ 恒久化する対象は、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業

※ 80万円以上の医療費には、国・都道府県が4分の1ずつ公費負担

- 市町村国保の都道府県単位の共同事業(保険財政共同安定化事業)について、事業対象をすべての医療費に拡大する。【平成27年度】

3. 財政調整機能の強化

- 都道府県の調整機能の強化と市町村国保財政の共同事業の拡大の円滑な推進等のため、都道府県調整交付金を給付費等の7%から9%に引き上げる。【平成24年度】

※ これに伴い、定率国庫負担を給付費等の32%とする。

- 都道府県調整交付金の財政調整機能を明確化する。【平成24年度】

4. その他

財政安定化支援事業について、財政基盤の強化や財政運営の都道府県単位化を踏まえ、所要の見直しを行う。

【税制抜本改革時】

※ 高額医療費共同事業の国庫負担のあり方については、社会保障・税一体改革による財政基盤の強化の状況を踏まえ、検討する。

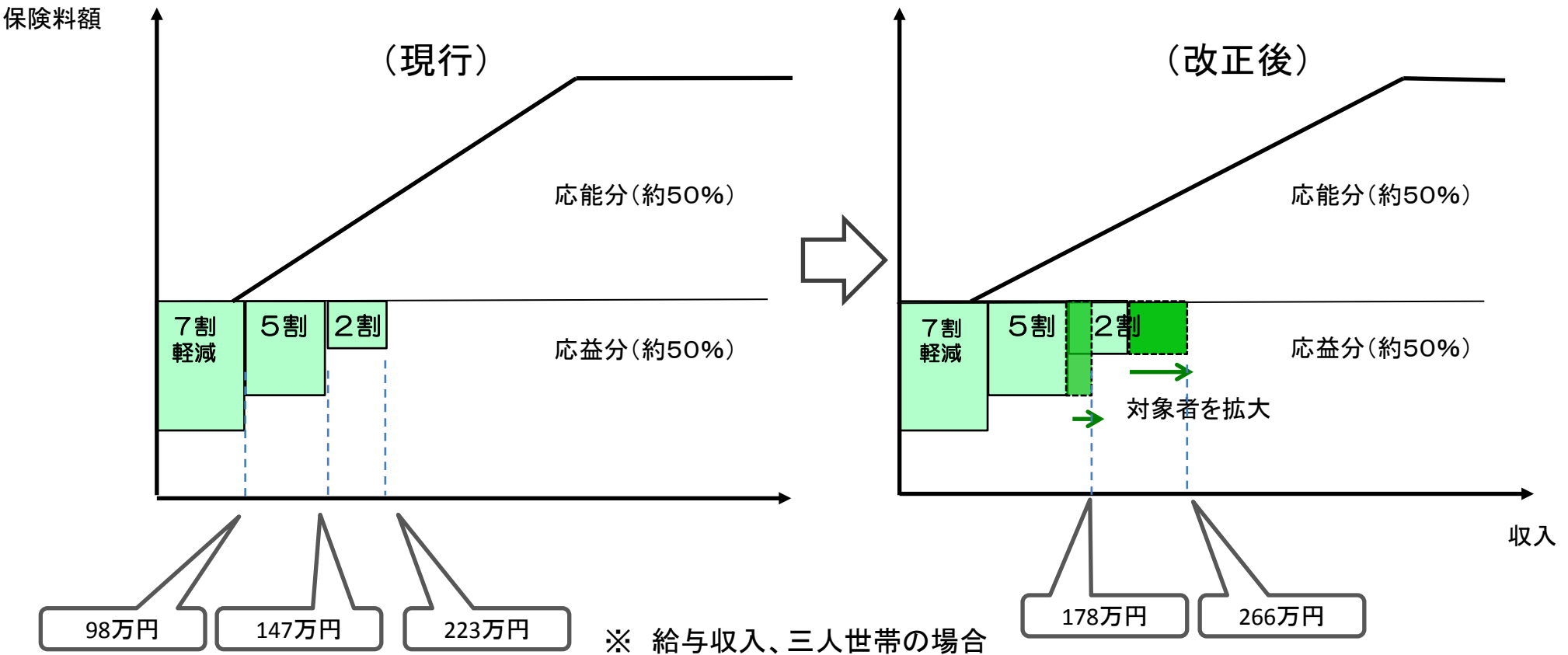
1. 低所得者の保険料に対する財政支援の強化

(1) 保険基盤安定制度の拡充(応益割保険料の軽減対象世帯の拡大)

○ 低所得者に対する保険料軽減の対象世帯を拡大する。【税制抜本改革時】

《具体的な内容(案)》

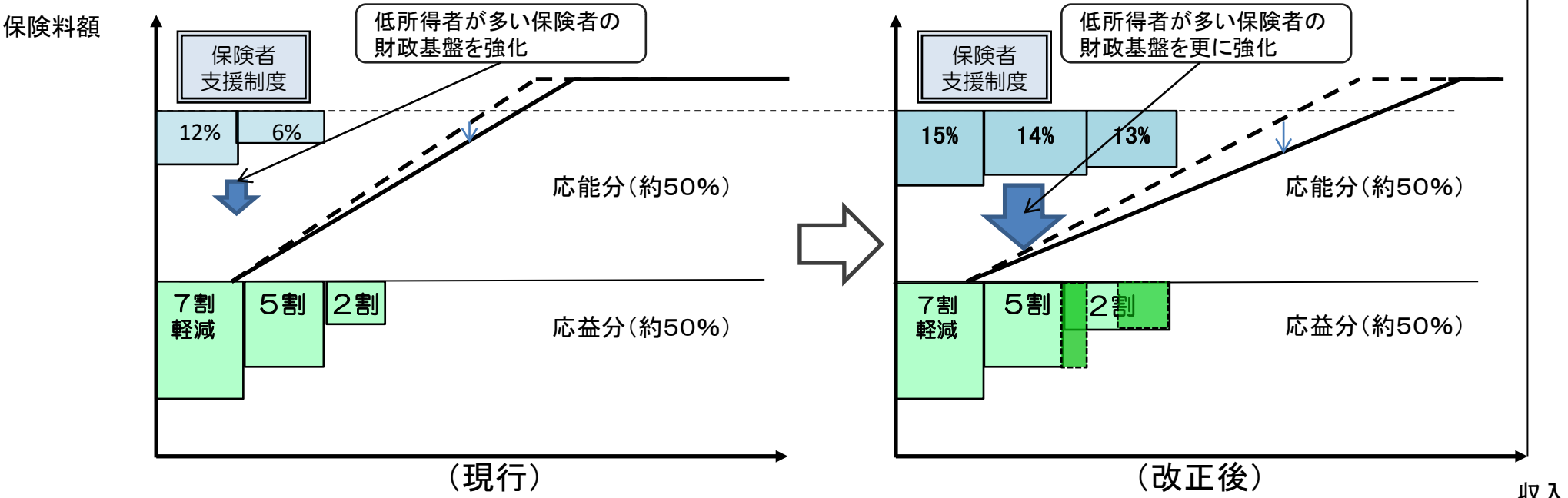
- ① 2割軽減の拡大 ... 軽減対象となる所得基準額を引き上げる。
(現行) 基準額 33万円 + 35万円 × 被保険者数 (給与収入 約223万円、3人世帯)
(改正後) 基準額 33万円 + 45万円 × 被保険者数 (給与収入 約266万円、3人世帯)
- ② 5割軽減の拡大 ... 現在、二人世帯以上が対象であるが、単身世帯についても対象とするとともに、軽減対象となる所得基準額を引き上げる。
(現行) 基準額 33万円 + 24.5万円 × (被保険者数 - 世帯主) (給与収入 約147万円、3人世帯)
(改正後) 基準額 33万円 + 24.5万円 × 被保険者数 (給与収入 約178万円、3人世帯)



1. 低所得者の保険料に対する財政支援の強化

(2) 保険者支援制度の拡充

- 暫定措置を恒久化する。【平成27年度】
 - 保険料の軽減対象者数に応じた保険者への財政支援について、拡充を行う。【税制抜本改革時】
- 《具体的な内容(案)》
- ① 現在、財政支援の対象となっていない2割軽減対象者についても、財政支援の対象とするとともに、軽減対象の拡大に応じ、財政支援の対象を拡大する。
 - ② 現行の7割軽減・5割軽減の対象者数に応じた財政支援の補助率を引き上げる。
 - ③ 財政支援額の算定基準を平均保険料収納額の一定割合から、平均保険料算定額の一定割合に改める。
- ※ 収納額 = 算定額 - 法定軽減額 - 未納額
- 【現行】 軽減対象者1人当たりの支援額 = 平均保険料**収納額**の12% (7割軽減)、6% (5割軽減)
- 【改正後】 軽減対象者1人当たりの支援額 = 平均保険料**算定額**の15% (7割軽減)、14% (5割軽減)、13% (2割軽減)



(注1) 現行の保険者支援制度は、平成22年度から平成25年度までの暫定措置。

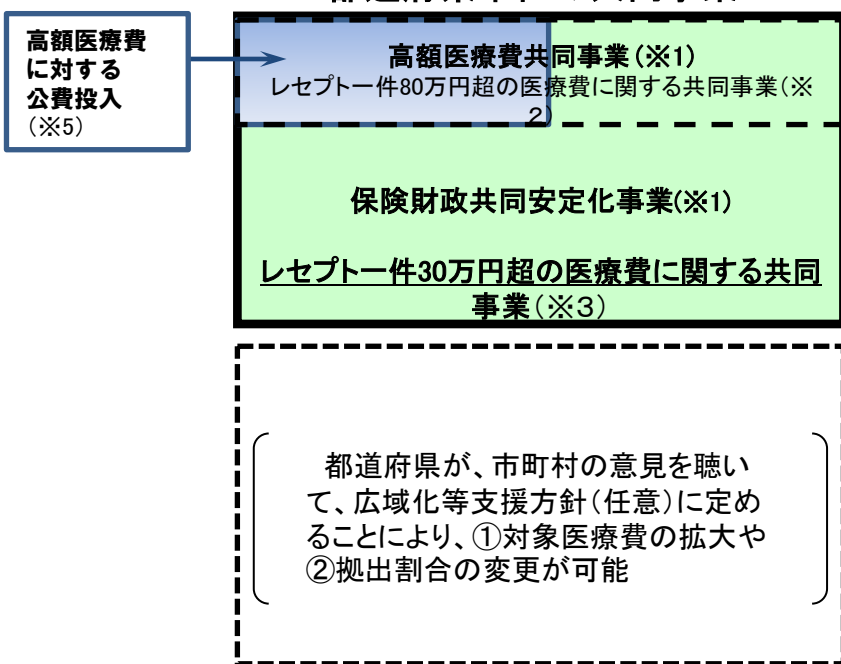
(注2) 現在の保険者支援制度は、7割軽減、5割軽減の対象者数に応じ、それぞれ当該市町村の平均保険料収納額の12%、6%に相当する額を補助している。

2. 財政運営の都道府県単位化の推進

- 暫定措置を恒久化する。【平成27年度】
 - ※ 恒久化する対象は、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業
 - ※ 80万円以上の医療費には、国・都道府県が4分の1ずつ公費負担
- 市町村国保の都道府県単位の共同事業（保険財政共同安定化事業）について、事業対象をすべての医療費に拡大する。【平成27年度】
 - ※ 拠出割合は、医療費実績割50、被保険者割50とするが、都道府県が、市町村の意見を聴いて変更可能。

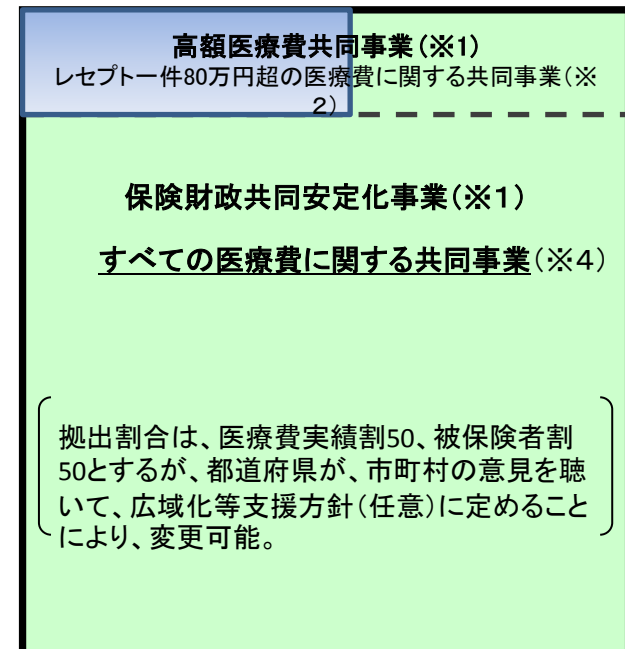
【現行】

都道府県単位の共同事業



【改正後】

都道府県単位の共同事業の拡大



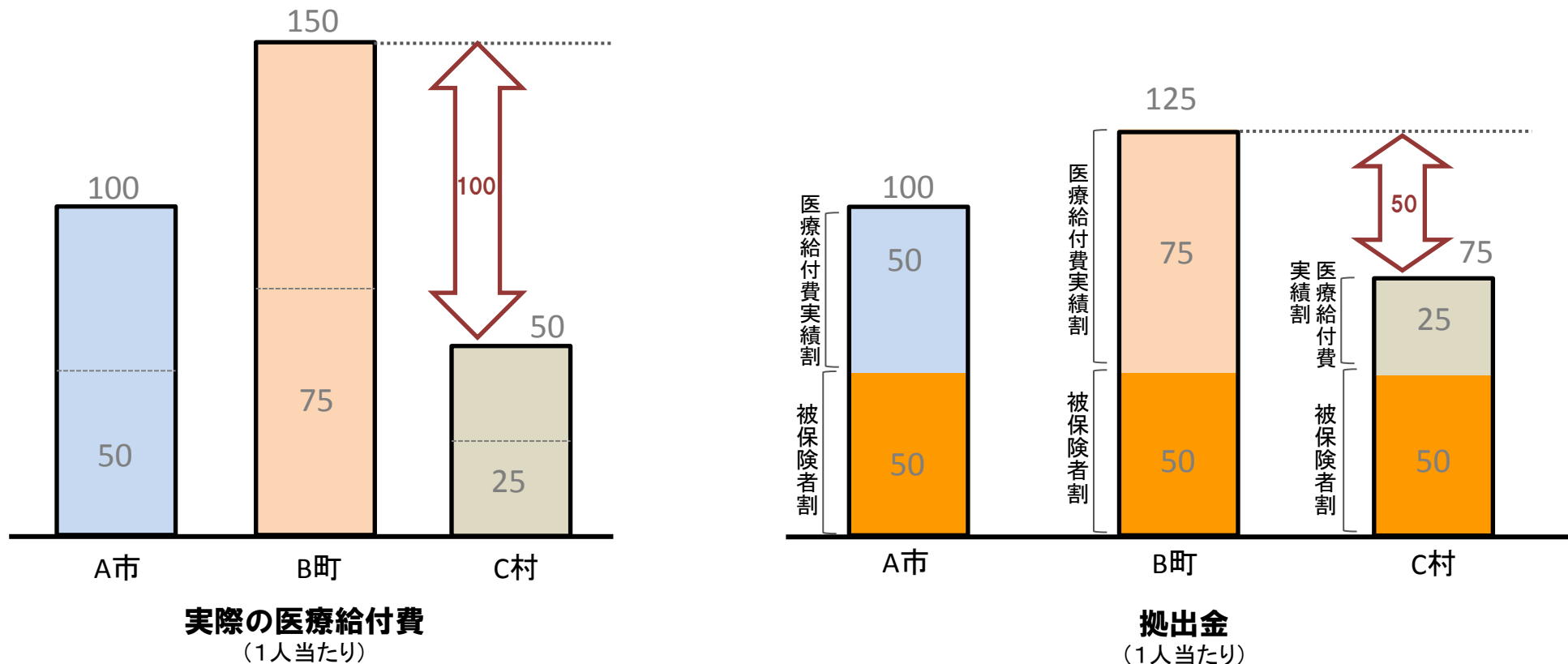
※1 いずれも、現在は、平成22年度から平成25年度までの暫定措置
※2 医療費のうち80万円を超える額を対象としている。
※3 30万円を超えるレセプトのうち、8万円（自己負担相当分）を控除した額を対象としている。※4 自己負担相当額等を除く。
※5 市町村の拠出金に対して国及び都道府県が1/4ずつ負担している。

都道府県単位の共同事業の仕組み

- 都道府県内の市町村国保の医療費について、市町村国保の拠出により負担を共有する事業。
 - これにより、都道府県内の市町村国保の財政の安定化(毎年の医療費の変動による財政への影響の緩和)及び保険料の平準化(医療費の差による保険料の相違の緩和)が図られる。
- ※ 以下イメージ図で見ると、共同事業の実施により、市町村間の格差が最大100 → 50 に縮小する。

都道府県単位の共同事業

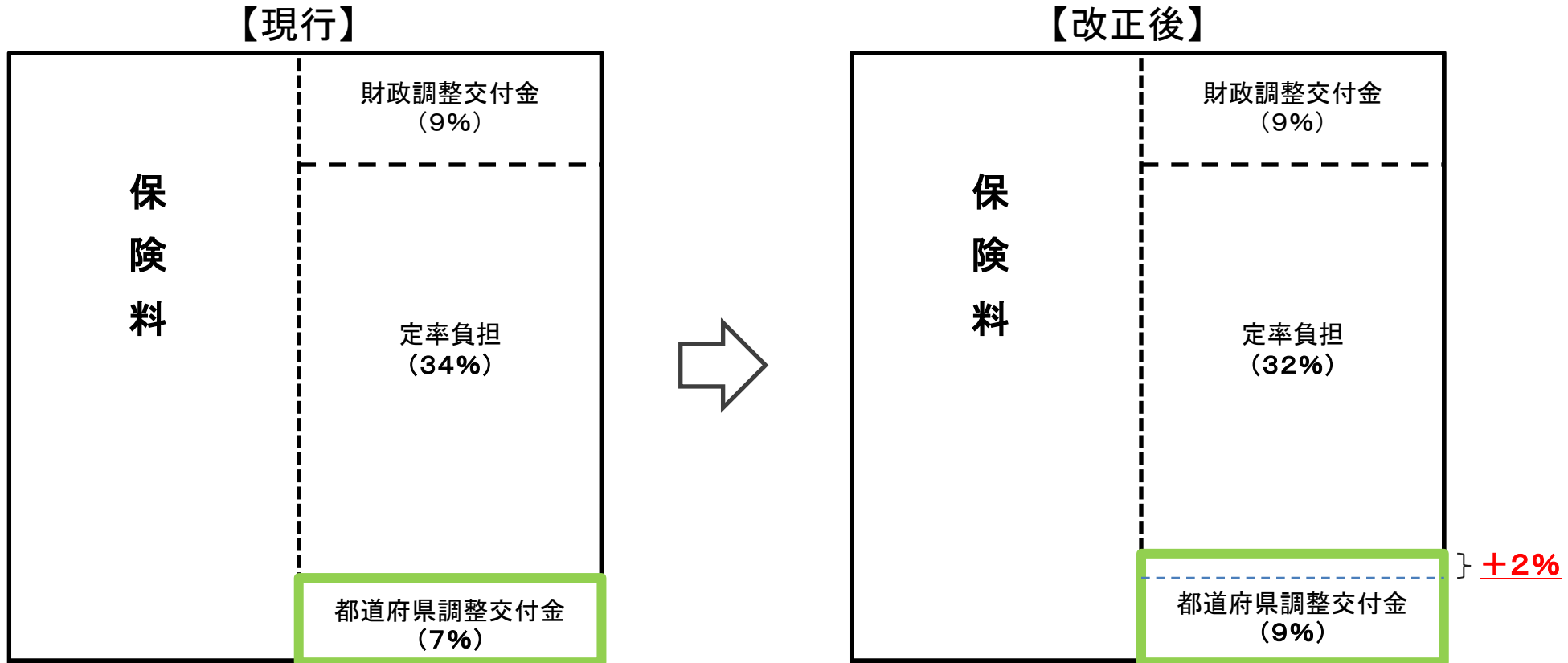
(事務:国民健康保険団体連合会)



※ 医療給付費の実績(3年平均)と被保険者数に応じて拠出

3. 財政調整機能の強化

- 都道府県の調整機能の強化と市町村国保財政の共同事業の拡大の円滑な推進等のため、都道府県調整交付金を給付費等の7%から9%に引き上げる。【平成24年度】
 - ※ これに伴い、定率国庫負担を給付費等の32%とする。
 - ※ 都道府県調整交付金は、地域の実情に応じて、都道府県内の市町村間の医療費水準や所得水準の不均衡の調整や地域の特別事情に対応するために交付されている。
- 都道府県調整交付金の財政調整機能を明確化する。【平成24年度】
 - ※ 都道府県調整交付金ガイドラインを見直して、地域の実情に応じて、財政調整機能を発揮することを原則とする。

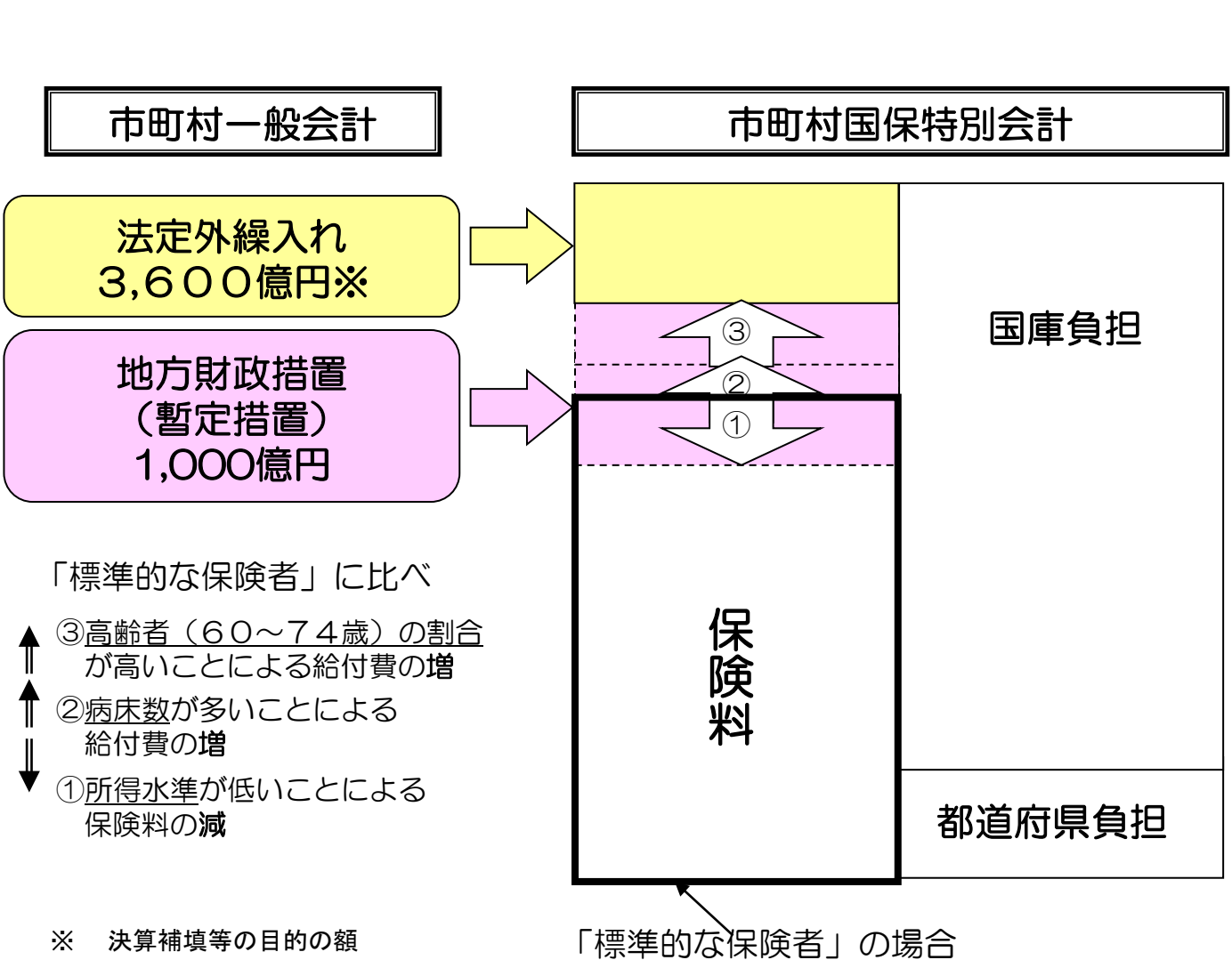


※ 都道府県・調整交付金の2%増分の額は、平成24年度ベースで1,526億円

4. その他

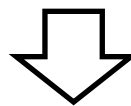
財政安定化支援事業(地方財政措置)の見直し

○ 財政安定化支援事業について、財政基盤の強化や財政運営の都道府県単位化を踏まえ、所要の見直しを行う。【税制抜本改革時】



【現行】

市町村国保財政の安定化、保険料(税)負担の平準化等に資するため、
ア. 保険料負担能力、
イ. 過剰病床、
ウ. 年齢構成差
を勘案して算定された対象経費相当額を地方財政措置



【改正後】

財政基盤の強化や財政運営の都道府県単位化を踏まえ、所要の見直しを行う。

市町村国保の財政基盤強化策の財政影響

	2015年度
1. 保険基盤安定制度の拡充(応益割保険料の軽減対象世帯の拡大)	
① 2割軽減対象世帯の拡大	200
② 5割軽減対象世帯の拡大(単身世帯への適用等)	300
2. 保険者支援制度の拡充	
③ 保険者支援制度の拡充(平均保険料算定額の15%、14%、13%)	1,700
合 計	2,200

(注) 被保険者1人当たりの追加公費の額(平成27年度推計値) 0.6万円

(参考) 1人当たり保険料(平成27年度推計値) 10.3万円(社会保障・税一体改革(現状投影シナリオ)を前提)